

下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部改正について（概要）（案）

1. 改正の背景

- (1) 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項（法第 2 5 条の 1 0 において準用する場合を含む。）では、公共下水道及び流域下水道の維持管理については、一定の資格を有する者（以下「有資格者」という。）以外の者に行わせてはならないとされているため、包括的民間委託を実施する場合には、「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について（平成 1 6 年国都下管第 1 0 号）」に基づき、民間事業者の有資格者を置く必要がある。
- (2) 平成 1 5 年 3 月 2 8 日の「規制改革推進 3 ヲ年計画（再改定）」等を契機として、今後、包括的民間委託が増加する見込であるところ、民間事業者が有資格者を円滑に確保できるようにすることにより、包括的民間委託への移行を円滑に推進するため、下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者であって一定の実務経験を有する者を新たに有資格者として位置付けるものである。

2. 改正の概要

下水道法施行令第 1 5 条の 3 第 6 号に規定する同条第 1 号から第 5 号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有する者として、下水道管理技術認定試験（処理施設）に合格した者であって、二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を位置づける。

3. スケジュール

平成 1 8 年 3 月下旬 公布・施行（予定）